

橿原市立図書館だより

平成27年12月1日発行
第33号

樹の榎

図書の選書について
P2~5

図書館員の本棚
P6

お知らせその他
P7~8



図書の選書について



図書館協議会の各委員に、図書館担当者から選書の実務について説明をおこないました。(11月25日)

図書館の業務の中で、最も重要なもののひとつが図書の選書です。限られた書架スペースや予算の中で、出版される図書のすべてを図書館に所蔵してゆくことはできません。森羅万象にわたる多数の出版物の中から、どの本を所蔵図書として選定するのか……。このページは、図書館協議会での説明内容を再構成したものです。

I. 実務を支える考え方

図書館における選書についての基本的な理念には、いわゆる「要求論」と「必要論」のふたつがあります。

「要求論」とは、米国における公共図書館の発達や、日本における「市民の図書館」といった概念の土壌に発達したものです。図書館サービスを、市民サービスや公共サービスのひとつとして捉えることに重きを置き、図書館における図書需要について、市民の求めに応じることを優先させる考え方です。利用者である市民は、図書館運営の経費を支える納税者でもあり、社会的負担の担い手としての要求を図書館に働きかけることができる。図書館もまた、そうした要求に十全に対応しなければならないという考え方です。

一方、「必要論」とは、図書資料の収集施設、整理分類の専門機関としての伝統的な考え方に重きを置いた立場です。蔵書としての図書館資料は、量や利用状況のみが重要なのではなく、その内容や網羅性が問われます。公共図書館が、社会教育的、生涯学習の側面も担う以上、その最も重要な要素である図書資料は、あらゆる分野を網羅するもの、社会全体の利益に適う意義のあるものである必要があり、その収集は、(専門的な立場の者＝図書館司書)が網羅的にこなすのが望ましいといった立場です。

「要求論」と「必要論」は、図書館の選書に関する主要な考え方のふたつですが、必ずしも対立する概念ではありません。学識者や専門家による議論や検証を見ても、「どちらが優れているのか」といった優劣や、「白」「黒」を明確に分けられる問題ではないのです。図書館運営の現場においても、ある市立図書館は要求論の立場で選書をおこない、別の町立図書館は必要論で……といったことはあり得ません。それぞれの図書館員が、自館の収集方針に基づきながら、「要求論」的なもの、「必要論」的なものの立場や該当性などを踏まえ、最大公約数的にバランスを取りながらおこなっているのが実情です。

図書館運営に限らず、どのような分野のどのような立場においても、「論」にはおのずから長所と短所が並存します。また、大学教育や学術的な研究の場で理論として議論される「論」と、図書館現場における実際の運用には、時には違った様相を帯びることがあります。

II. 橿原市立図書館の収集方針について

図書館の蔵書構成について、どのような本を収集するのかという方針を具体的に示したものが図書館の収集方針です。

図書館法第3条によれば、図書館が図書館奉仕のために実施に努めなければならないこととして、郷土

資料、地方行政資料等の収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料を収集し、一般公衆の利用に供することとなっています。この条文に基づき、各図書館は自館の蔵書構成を構築します。

橿原市立図書館では、「図書館法に基づく公共図書館として、市民はもとより広く一般公衆に対してその教養、調査、研究、レクリエーション等生活に必要な資料及び情報を提供する」という施設設置の目標を実現するため、「資料収集の基本方針」のなかで、「重点目標」としての3項目を次ぎのように定めています。(1)「求められる資料、情報は可能な限り提供し、そのための相談に応じる。」図書館は市民からの資料要求に対し、購入できる本は購入し、購入できない本は他館から借り受けして提供するという基本を定めています。橿原市立図書館では、市民からの資料要求をリクエストとして管理しています。ただし、限られた資料費の中ですべての資料要求に応えることは蔵書構成に偏りが生じてくるため、ひとり月に1冊の制限を設けています。(2)「すべての市民が平等に図書館サービスを受けられるよう配慮する」。老若男女を問わず、あらゆる市民の利用者を想定しなければならないことを定めています。(3)「橿原市立図書館を南和の中核都市としてふさわしい図書館としての資料、情報のサービスセンターの機能を確立する」。県南部の図書館不在の自治体も視野に入れた広域的なサービスを行う関係上、他の市町村立図書館以上に郷土資料の収集を図ってきました。

「重点目標」の実現のため「資料収集の基本方針」としては5項目が定められています。5項目中の(4)では、資料の選択について詳しく述べています。「あらゆる思想、信条、学説、宗派に対して自由かつ公平に行う」例えば、ベストセラーになった『地方消滅』という本があります。しかし一方では、「地方消滅」の中で展開される主張に反論を加えた『地方消滅の罨』という本も存在します。当館では、2冊共に蔵書に入っています。特定の立場や主張を記した本だけでなく、反証本についても購入するように努めているためです。ただし、「太陽は地球の周りを回っている」など明らかに事実や定説に反するもの、立証が困難なものや記述内容の根拠が曖昧なもの等は、収集を避けるようにしています。

「著者、発行所、内容、書誌的価値、形態などを十分検討する」必要もあります。文芸書については著者の文学賞受賞歴なども参考にし、発行所においても一定の期間、十分な在庫があり、もし蔵書が経年劣化により買い替えが必要となるときに補充できる出版社であることも検討の対象となります。また文芸書であるなしに関わらず、内容については最新の情報や知見であることが判断の重要基準となります。出版年、著者、出版者など、その本についての情報が奥付などに明記されているなど、書誌的価値を備えたものであることも大切です。形態については、その本が何度も読まれている間にページが外れたりしないよう、装丁などの造りや材質がしっかりした本であることが必要です。

社会的な関心事として、今市民の皆さんが興味を持っておられることに「マイナンバー制度」があります。運用が始まり、ある期間を経過すればやがて関心も薄れてゆき、最終的には本としての利用も少なくなると考えられますが、制度移行期の今は、蔵書として確保すべき必須の本だと考えます。新しく展開しつつある社会的な主題について、市民や図書館利用者にとって今何が関心事であるのか、メディア等を通じて情報収集しておくことが大切です。

寄贈資料の多くは、寄贈者が自分で読まなくなって不要となった本が多いのですが、そうした中にも、貴重な郷土資料など図書館にとって有意義な本が混在しますので、丁寧に選書する必要があります。

全体的な蔵書構成については、橿原市立図書館は分館を持たない単独館ですので、1館のみで分類的に均衡の取れた蔵書構成に努めなければなりません。また地域性として、橿原市の豊かな歴史的背景や地域に所在する歴史遺産に配慮した図書資料の収集に留意しています。

リクエストが多い資料については、同一本を複数購入すること(以下 複本)で利用者に早く提供できるように努める場合もあります。ただしリクエスト数が多いからといって、複本を無制限に購入することは予算効率や蔵書構成に好ましくない影響を与えます。図書館規模や要望の度合いなどを見極めて、バランスを図ることが必要です。当館では、リクエストが100件に迫る本であっても、複本は2、3冊が原則です。

要求論的な立場からは、市民の要望の多い図書こそ複本を積極的に揃えて手厚くすべきといった考え方も成り立ちます。ただし、蔵書の網羅性を豊かにする観点からは、常に好ましい選択ともいえません。人気の高い本を多数所蔵することで結果的に貸出実績等が上積みされ、図書館運営や費用対効果の観点から

は、一見成果が上がったようにも映ります。ただし、施設としての稼動に関わる係数（主に貸出数や入館者数など）のみが、図書館の社会的機能や成果を物語るわけではないことにも留意する必要があります。

「多数の利用者が求めている図書を重点的に調達すれば良い」といった安易な論法によって、図書館員が選書の当事者としての責任から乖離することは避けなければなりません。

「知る権利」は、少数者を含めたすべての利用者に等しく認められなければなりません。利用頻度の低い本であっても、資料としての網羅性を確保するために必要な本、あるいは、ごく少数ながらもそれを必要とする利用者が存在する本については、所蔵資料として収集し、閲覧に供することが図書館員の務めであるといえます。

「資格取得や進学受験のための参考書や問題集はありませんか」といったご質問を受けます。基本的には、書き込み式の学習参考書等は、多くの利用者が共有できる資料というよりは、その目的を達するために個人で購入して使用するべき資料と考え、蔵書の対象としていません。

成人用図書、行政・郷土資料、児童用図書については、資料収集方針の中で個別に定めています。

昨年、日本では一般書で7万4千点、児童書で5千点、が出版されています。取次ぎベースでの本の売り上げが減少する中、出版件数は20年前の6万1千点と比較して1万8千点増加しています。ここから必要な蔵書を見極めていくことが図書館職員の選書という仕事です。

基本的なツールとしてはTRC発行の「週刊新刊全点案内」という流通資料があります。2014年版のこの資料には約6万6千点の新刊が紹介されています。

「週刊新刊全点案内」は、図書館関係者が選書のために参照すべき資料として作成されていますので、学習参考書、資格試験問題集、楽譜、書き込み式・個人利用向けの書籍、雑誌扱いのムック、まんが、CD・DVD付図書、復刊本などは含まれません。また、「全点案内」だけに頼るのではなく、出版社の広報紙や新聞広告などからも幅広く情報を得て選書に役立てています。装丁や造りなどは現物を見た上でないと判断できないこともあり、店頭で確認する場合があります。

III. 選書の特性

それぞれの図書館は、自館の「収集方針」に基づいて選書を行うことはすでに述べた通りです。そうした選書の実務に際してあらわれる特性の中から、3点について触れておきます。

(1) 「日々変遷する出版事情と日常業務としての制約」

言うまでもないことですが、図書資料というのは、個別的な存在です。当館にとっての約30万冊の図書資料は、それぞれに著者や収録作品、内容、出版社などが異なる、一冊一冊が全く別の存在です。

すでに図書資料として蔵書されている図書に加え、新たに所蔵される新規調達図書もまた同様です。現在、国内では年間約7万4千タイトルの図書が新刊されますが、それらはひとつとして同じものはありません。橿原市立図書館の場合、出版総数の約4.6%にあたる年間約3千6百タイトル前後の図書を調達しますが、出版社や価格、発行日や流通量もみなそれぞれが異なるため、一括的な取扱いや包括的な取扱いが不可能なのが現実です。

書誌データや流通データ、あるいは日々刻々と変化する出版事情や流通事情は、緻密さや流動性についておいて、行政事務が取り扱う他の情報やデータと同様に、様々なデリケートな面が存在します。ケース・バイ・ケースの臨機応変な対応、即時性の伴った対応が求められます。

こうした事情から、図書館が担う様々な業務の中でも、選書については、部外者の直接参加等を考慮することが極めて難しい特性を帯びています。

(2) 「専門性や中立性の維持 = 蔵書の網羅性」

図書館司書が在籍する図書館では、選書は司書が行うのが通例です。また、多くの場合、選書は特定の担当者に一任されることはなく、合議制にもとづいて多角的に検討されます。「選定委員会」「選書委員会」といわれるものがそれに当たります。

橿原市立図書館の場合、名称としての選書委員会、選定委員会は存在しませんが、新刊図書リストの回覧と合議、選書を統括する専門職司書係長を中心とする業務会議や打合せ、個別の討議等を通じて、実態としての選書会議を機能させています。不規則勤務、土日祝開館が普通の図書館運営にとっては、特に一定規模以上の図書館では、すべての職員が常に執務室に在席することは難しく、日時を決めた全員参加による会議での選書は現実的でない面もあります。

図書の吟味としての選書の後、行政事務上の手続き（管理職や会計担当者等による確認やチェック）を経由することで「選書→発注」と流れていきます。

多くの図書館では、図書館司書の存在が前面に出ることはなく、選書委員会や選書会議といった枠組みの中で専門性が機能することで、図書館資料としての中立性、公平性、網羅性などを確保しています。

もっとも、選書のこうした実情に対して「専門性を口実に引きこもっている」「住民参加や説明責任を拒んでいる」「司書が自分の好み（恣意）で選書している」いった批評が一定数存在していることも確かです。そうした声に対しても、図書館に対する関心の高さのあらわれと前向きに捉えて、真摯に向き合うことが図書館員には求められています。

（3）「図書館司書の配置 ＝ 資格制度に基づく専門性の確保」

図書館司書は、資格制度に基づく専門職としての位置づけが社会的になされています。「図書館での仕事に従事するひと＝図書館司書」ではなく、大学などの高等教育機関において所定の単位を取得することが条件です。一般教養科目や関連専門科目の履修を通じて、図書館運営や図書・文献の取扱い、調査等において専門的な知見を習得した者に授与される資格です。

図書館法の改正や指定管理者制度の浸透等により、図書館運営の現場で図書館司書資格者が実務を担うことが必須の条件ではなくなりましたが、図書館運営の中でも、選書やレファレンスといった専門性の高い領域については、自治体直営か指定管理かの別なく、大多数の図書館が司書資格者を配置しています。

図書館司書は、図書資料の収集と閲覧のために奉仕する専門的職業者として、恣意性を排除して公正・公平を念頭に網羅的な選書に務めなければならないことは資格制度上の責務となります。また、自治体直営型の図書館では、図書館司書は地方公務員としての責務も負います。公益について十全な配慮を行うことが求められます。

橿原市立図書館では、「選書 → 購入 → 配架」の準備が整った新着図書は、全点数を「新着図書」にリスト化して公表・配布しています。利用者への情報提供サービスとしての側面と、選書の結果報告、外部のチェックを間接的に受けるという意味合いが共にあります。利用者の皆さんが直接請求するリクエスト以外にも、カウンターでの利用者とのコミュニケーションや接遇、関係者会議や懇談会等での様々な方々との対話を通じて、要望やニーズの把握に努め、選書作業に反映させています。

IV. アカウンタビリティ（職業としての責務）

社会情勢の変化もあり、図書館サービス（特にその根幹部分となる選書）について、一定数の批評が存在することを既に述べました。社会基盤の重要な施設として、公共図書館はこれまで手厚く守られてきた面があります。しかしそのことで、説明責任をなし得る能力の形成やその能力を発揮する機会を逃してきた面があるかもしれません。企業活動は言うまでもなく、行政や公共サービスにおいても、分野に関係なく、対外的な説明責任を度外視した活動は、今日では想定できなくなっています。

そうした情勢の変化と向き合い、対外的な説明を果たすことの責務を回避すべきでないと考えています。選書の網羅性に奉仕するために図書館司書の専門性が必要であるならば、専門者であることの責任において、一般者よりも重いアカウンタビリティを問われる立場にも立たなければなりません。それは、図書館司書にとって自明のことに他なりません。

* 「橿原市立図書館 図書館資料収集方針」の全文は、橿原市立図書館ホームページに掲載しています。

図書館員の本棚(19)

バルザック 著 「ざくろ屋敷」
岩波文庫版「知られざる傑作」 その他に所収

「ざくろ屋敷」は、ロワール河の右岸、トゥール橋の下流にある田園の館である。バルザックが幼少期に過ごした実在の館がモデルにされており、周囲の自然や庭の花々、屋敷から見る景色などが愛惜を込めて語られる。「王侯ならば、ざくろ屋敷を離宮とするかもしれない。けれど詩人ならば、ここを常住の住処とするにちがいあるまい。恋人同士ならば、一番心地よい隠れ家とするであろう。」その魅力は、バルザックの緻密な筆運びによって、あたかも末期の眼に映る最後の光景のように、読者の脳裏に鮮やかに刻まれてゆく。

屋敷に、ひとりの夫人とその子供たちが移ってくる。夫人はヴィレムセンスという英語圏の姓を名乗る。控えめで洗練された物腰、若かった頃の美貌を今も存分にたたえ、それでいて憂愁を帯びた謎の女性である。母親として申し分なく、子供たちも母親を愛し、母親が望む良い子であろうと努める。愛らしい子供たちが草花を摘み集める様子を愛情深く見守り、こっそり寝室に入って来た時には他愛のない会話を楽しむ。読者でさえも温かな幸福感に包まれるような幸せの場面は、しかし決してそればかりではない……。

情景は、典雅さや優しさを映し出すと同時に、秘密と憂鬱をはらんでいる。バルザックの得意とする細やかな描写によって、夫人を実際に見たことがあるかのように、その姿を思い浮かべられるだろう。だが一方で、夫人の出自やこれまでの来歴、人目を避けるように屋敷に移ってきた理由など、核心は閉ざされている。読者は、母子の魅力に引き寄せられながらも、足元の見えない不安を感じながらページをめくる。美しい母親、利発な息子たち、楽園のような館、規則正しい信仰に満ちた生活。にもかかわらず、夫人は病魔に侵されており、“謎の心労”に苛まれている。

幸せの中にいるはずの夫人が抱えている“秘密”は、どういったものなのか……。その内容は物語の最後まで明かされない。満ち足りているかに見えた幸福は、やがてゆるやかに退廃へと向かう。病が進行した夫人は、涙ぐみながら「いつかは私、あなた方から怨まれるでしょうよ。」と打ち明ける。子供たちは、不安にさいなまれながら、最悪の結末を覚悟するようになる。

美しい幸福とその影に潜む悲しみや不幸。物語の進行とともに、それぞれが輪郭を濃くしてゆく。相反する二面性を精緻に描くことで、物語の悲劇性が極限まで高められていく。バルザックの代表作である「ウージェーニエグランド」や「谷間のゆり」にくらべると「ざくろ屋敷」は目立たない小品だ。だが私は、なぜかこの作品に強く魅かれ、折に触れて読み返したくなる。全ての結末を知ってから、もう一度冒頭から続く幸福の情景を読み返すと、ひとつひとつの情景が、より尊いもののように感じられるからかもしれない。

オノルド・バルザック
(1799～1850)
フランス、ロワール県トゥール生まれ。
「人間喜劇」と称される膨大な作品群など、著作多数。



「知られざる傑作」
バルザック 作 水野 亮 訳
岩波文庫 その他



「バルザックとこだわりフランス」
柏木 隆雄 編
恒星出版

お知らせ

特別貸出のお知らせ

12月12日(土)～12月26日(土)
 図書・雑誌は ひとり10冊まで (通常5冊)
 視聴覚資料はひとり4点まで (通常2点)
 貸出期限は4週間です。 (通常2週間)

年末年始の休館について

12月27日(日)より1月4日(月)まで休館します。皆様のご理解ご協力をお願いします。



木目込み人形とミニチュア料理作品展 辻本祥子さん〔作品展示〕

前期:平成27年11月20日(金)
 ～12月16日(水)

後期:平成27年12月18日(金)
 ～1月20日(水)

※前期と後期で一部の作品の入れ替えを行います。

橿原市在住の辻本祥子さんによる木目込み人形とちりめん細工の展示です。

9月に高取町の「町家のギャラリー輝」で作品を展示され、大好評でした。クリスマスやお正月をテーマにした作品などたくさんのお作品を展示していただきます。



ビブリオバトル11月3日(祝) 協力 橿原ビブリオバトル部

ビブリオバトルとは、プレゼン発表者がお気に入りの1冊を持ち寄り、おすすめポイントなどを参観者に向けてプレゼンし、最後に、参観者全員で、どの本が一番読みたくなったかを投票で決める書評合戦です。

約30人の参観者が見守る中、万葉ホールが多目的ロビーにて6名の発表者が図書案内のプレゼンを行い、図書館ボランティアの西村さんご紹介の「怪談」と、橿原ビブリオバトル部の杉本さんご紹介の「放課後の音符」が、7票の同数でダブルチャンプ本に選出されました。

橿原ビブリオバトル部
<https://www.facebook.com/kashihara.biblio>

図書館ボランティアを募集しています

館内での読み聞かせ、汚破損図書の修理、ブックスタート会場での来場者対応などにご参加いただける方を随時募集しています。詳細は、図書館へ直接お問合せください。

◆ おはなし班

図書館おはなし室、図書館行事などで、子どもたちに絵本の読み聞かせ、紙芝居の実演など。

◆ ブックスタート班

1歳6ヶ月健診会場で、受診者の幼児とその保護者に絵本の読み聞かせや各種のお知らせ紹介など。

◆ 修理班

館内の作業室で、所蔵図書の清拭や修理など。

橿原市立図書館

橿原市小房町11-5

TEL:
0744-29-2121

FAX:
0744-29-1011

http:
//www.city.kashihara.jp/
tosyokan

編集後記

悼詞

齢がたけると、ひととの別れも避け難くなる。県職だったNさんも、そんな別離を交わした方だった。人柄の素晴らしさに加え、同年齢ということもあり、Nさんには親しみを抱いていた。だが、有能で心やさしかったNさんの方では、内心どう思われていたことだろう。▼市町村の補助金申請を統括する立場にあったNさんに、大変な迷惑をかけたことがあった。遺漏が許されない重要書類に、瑕疵を犯したためだった。問責を覚悟したが、Nさんの不休の尽力で、幸運にも事なきを得た。「こんな出来ない職員は、自分が面倒を見てやる他ない」微苦笑の向こう側で、思い定めておられたのかもしれない。▼互いに異動となり、顔を合わせることもなくなってから、総合病院でNさんと偶然再会したことがあった。40前でNさんが早世されたとき、同行した病人を気遣ってくださった穏やかな表情がよみがえった。繁忙期の異動先で、自身の不調を押して精勤されていたことを後に伝え聞いた。▼障壁にさえぎられた時や結果が得られない時、Nさんのことを思い出すことがある。救った者がすでになく、救われた者が今も存在する厳粛さに打たれながら――。

(編者)

かねてより入院加療に努めておりました館長補佐ト部元壽が、6月下旬他界致しました。謹んでお知らせ致します。

ぬいぐるみ限定

としよかんおとまりプラン 10月31日(土)~11月1日(日)



ボランティアさんに絵本の読み聞かせをお願いしました。

イルカ君も絵本の貸出をお手伝い。がんばりました。



Pyu~~
Zuzuzu...

夜の図書館で、ぬいぐるみたちはどんな風に過ごしたのでしょうか。様子をお伝えるため、撮影した写真で記念のアルバムを作成しました。

子どもたちから愛用のぬいぐるみをお預かりし、図書館に一泊してもらった「図書館お泊りプラン」を、館内おはなし室で行いました。

12名のぬいぐるみたちが、図書館でのおはなし会や実習に参加した後、おはなし室で仲良く就寝しました。

翌日、お迎えの子どもたちにぬいぐるみを無事引き渡し、記念のアルバムをプレゼントしました。



読み聞かせや貸出の実習、本棚の整理などで大忙しでした。でも、とってもおもしろかった！皆さん、おやすみなさい



表紙の写真

奈良県青少年・生涯学習課が募集した「子どもの読書活動推進啓発ポスター」26年度優秀作品。「本をひらくと楽しい世界」(橿原中学校3年生 谷口 美波さん)